

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特定非営利活動促進法（以下「法」という。）13条3項の規定に基づく特定非営利活動法人設立認証取消処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年8月9日付けの通知書により行った特定非営利活動法人設立認証取消処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めているものと解される。

コロナ禍のため期日通りに文書が揃えられなかったため、再度お願いする。書類準備に当たった人が病気にかかり引継ぎが上手くいかず、期日に間に合わなかった。なお、書類は元NPO担当者に依頼しており、今回は間違いなくやる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 2月27日	諮問
令和6年 5月17日	審議（第88回第1部会）
令和6年 6月14日	審議（第89回第1部会）
令和6年 7月25日	審議（第90回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 設立の認証

法10条1項は、特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県の条例で定めるところにより、定款等の書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならないとしている。

また、法12条は、所轄庁は法10条1項の認証の申請が設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること（1号）などの要件に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならないとしている。

(2) 成立の時期と登記すべき期限

ア 法13条1項は、特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立するとし、同条2項は同条1項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び法14条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならないとしている。また、組合等登記令2条1項は、組合等（同政令別表の欄に掲げる法人。特定非営利活動法人を含む。）の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手續が終了した日から2週間以内にしなければならないと規定している。

イ また、認証取消しを受けた者による申請によって誤った登記がされることを防ぐための取扱いを定めた「認証後6か月未登記法人に関する取扱いについて」（平成25年10月11日付内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）通知。以下「内閣府通知」という。）は、設立の認証があった日から6月を経過した後に特定非営利活動法人が登記申請を行う場合、別添として例示する現存証明書を官庁の許可書として添付して、登記手続を行うこととなるとしており、同別添にはなお書きとして、作成日より2週間に限り効力を有するものとするとして記載がある。

(3) 設立の認証の取消し

ア 法13条3項は、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても同条1項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができるとしている。

イ 東京都では、「設立の認証があった日から六月を経過しても設立の登記を行わない者に対する設立の認証の取消実施方針」（平成25年2月27日付24生都管第4194号。）により、おお

むね次のとおり、設立の認証を取り消す手順を定めている。

(ア) 書面による督促

設立の認証があった日から6月を経過しても設立登記完了届出書の提出がない場合に、設立代表者宛てに2週間の期限を付して、書面による督促を行う。

(イ) 法人登記の確認

書面による督促で付した提出期限までに設立登記完了届出書の提出がない場合は、「市民への説明要請」実施後、登記状況の確認を行う。

(ウ) 聴聞の手続

(イ)の結果、設立の登記を行っていないことが確認された場合は、行政手続法及び「東京都における特定非営利活動促進法第13条第3項の規定に基づく設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記を行わない者に対する設立の認証の取消処分に関する適用基準（平成25年2月27日付24生都管第4196号。以下「取消適用基準」という。）に定める手続により、設立代表者等に対して聴聞通知を行い、聴聞を実施する。

ウ 取消適用基準第2は、設立の認証の取消処分は、設立の認証を受けた者が、設立の認証があった日から6月を経過しても法13条1項に定める登記を行わないときに適用するとし、適用に当たっては、当該設立の認証を受けた者の申請に係る団体について、設立の認証があった日から6月を経過しても法13条2項により義務付けられた所轄庁への設立登記完了の届出が行われていない場合に、法務局宛てに当該団体の設立登記の状況の確認を行い、法13条1項に定める登記をしていない場合に適用するとしている。

(4) 不利益処分をしようとする場合の手続

行政手続法13条1項は、行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、同項各号の区分に従い、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならないとしているところ、同項1号は許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときには聴聞の手続を執らなければならないとしている。

行政手続法15条1項は、行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項などについて書面により通知しなければならないとしている。

行政手続法21条1項は、当事者は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出

することができるとしている。また、同法 23 条 1 項は、主宰者は、当事者が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、同法 21 条 1 項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合には、改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができるとしている。

行政手続法 24 条 1 項は、主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないとしている。また、同条 3 項は、主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、同条 1 項の調書とともに行政庁に提出しなければならないとしている。

また、取消適用基準第 3・2 において、次の 3 つの手續について定めている。

ア 聴聞の通知

聴聞を行おうとするときは、聴聞期日の 1 週間前の日までに、行政手続法 15 条 1 項の通知を文書にて行う。

イ 聴聞の主宰者

聴聞は、管理法人課長が主宰する。

ウ 聴聞の終結

聴聞は、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等が提出されたとき若しくは聴聞の期日に当事者が指定場所に出頭して聴聞を行ったとき又は当事者の全部もしくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に指定場所に出頭せず、かつ、陳述書及び証拠書類等を提出しないとき又は参加人の全部もしくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合に終結する。

2 本件処分についての検討

上記 1 の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

法 13 条 3 項は、法人設立登記が法人の概要を一般に公示し、設立された会社の存在を法的に知らしめ、当該法人との取引の安定を図るという重要性を有する点に鑑みて、登記義務の履行確保を意図した規定であるということが出来る。同項は、設立の認証から 6 月を経過しても登記を行わない場合に所轄庁に認証の取消権限を付与した規定であり、6 月経過後における登記を禁じる趣旨ではないと解される。

このことを前提に、認証の取消しを受けた者が登記の申請を行う事態を防止する趣旨で、設立認証から 6 月経過後にあっては、登記申請に当たり現存証明書を添付して登記手続を行うことが内閣府通知により求められている（1・(2)・イ）。現存証明書に 2 週間の効力期間の制限が設けられているのは、当該証明書の正確性を担保し、上記事態が生じることを防止する趣旨であると解される。

したがって、現行の法令を前提とすれば、現存証明書の申請は認証取消決定までは可能であり、再度の申請を禁止する旨の法令規定は存在しない。この限りにおいて、現存証明書の再申請を認めてこなかった従前の運用及び現存証明申請書における再度申請しない旨の遵守事項の記載は、法令上の根拠を有しないものである。

請求人は、監事から現存証明書発行の再申請を拒まれたため、登記申請手続を進めることができなかつた事実が認められる。こうした状況下で、登記申請手続を妨げていた処分庁が請求人による登記の不備を理由として設立認証の取消処分を行うことは、信義則に反し許されないものであることから、本件処分は違法であると解される（最高裁判所平成19年2月6日判決・最高裁判所民事判例集61巻1号122頁参照）。

3 付言

上記のとおり、現存証明書の申請は、現行法令を前提とすれば、認証が取り消されるまでは可能なものであることからすると、再度の申請を拒否する従前の運用を改めるとともに、書式1（特定非営利活動法人の現存証明の発行について（申請））における「現存証明書の発行を再度申請することはいたしません。」といった遵守事項の記載部分は削除することが求められる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、本件処分は取消しを免れないものとして、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）
大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙（略）